



違反対象物の公表制度が 平成30年7月1日から始まります。



<公表制度の目的>

建物の利用者自らが火災危険に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、重大な消防法令違反のある建物の名称などを公表する制度です。

<公表制度の対象となる防火対象物>

映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など、不特定多数の人が出入りする建物が対象となります。



<公表制度の対象となる消防法令違反>

- ・ 屋内消火栓設備の未設置違反
- ・ スプリンクラー設備の未設置違反
- ・ 自動火災報知設備の未設置違反

※ 設置義務があるにもかかわらず、当該設備を構成する機器等が一切設置されていないこと。



<公表の内容>

- ・ 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・ 違反の内容
- ・ その他消防長が必要と認める事項



名称：Aデパート
所在地：B市C町D1234番地
違反の設備：スプリンクラー
設備の未設置

<公表の手続き及び方法>

立入検査での違反内容を通知した後、14日経過してなお、引き続き同一の違反が認められる場合に、消防本部のホームページに防火対象物の名称、所在地、違反内容を掲載します。



お問い合わせ先

大隅曾於地区消防組合

消防本部 予防課

☎099-482-5577